|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 交付用道路占用（野中土地区画整理事業地内） | 許可申請協議 | 書 | 新規 | 更新 | 変更 | 大農建発第　　　　　　　号　　年　　　月　　　日 |
| 　　年　　月　　日　　加須都市計画事業野中土地区画整理事業施行者　加須市代表者　加須市長　角田　守良　様　　〒　　　　　　　　　　　　　　　住所　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　担当者　　　　　　　　　　　　連絡先　　　　　　　　　　　　 |
|  | 道路占用について | 許可を申請協議 | します。 |
| 占用の目的 | 　 |
| 占用場所 | 路線名 |  | 車道・歩道・その他 |
| 場所 | 加須市 |
| 占用物件 | 名称 | 規模 | 数量 |
| 　 | 　 | 　 |
| 占用の期間 | 　　許可日から　　年　　月　　日まで　　 | 占用物件の構造 | 　 |
| 工事の時期 | 　　許可日から　　年　　月　　日まで　　 | 工事実施の方法 | 　 |
| 道路の復旧方法 | 　 | 占用料 | ○初年度　　　円　　○減額　　○無料　年額　　　円　　○免除 |
| 　 | 納入期限 | 別途発行する納入通知書の指定期限 |
| 許可・回答条件1　舗装の掘削は、コンクリートカッターで丁寧に切り取って、他の舗装部分の浮き上がり亀裂等が生じないよう注意すること。2　道路の復旧は、影響部分50cmまで復旧すること。なお、工事完了後に不等沈下が生じたときは、占用者の責任において速やかに原形復旧すること。3　道路に関する工事のために占用物件の除去、移転又は改築の命令を受けた場合には、占用者の負担で義務を履行すること。4　工事中は保安に注意すること。なお、万一の事故等が発生した場合には、申請者又は施工者が一切の責任を負うこと。5　1日の掘削工程は、当日中に埋め戻し、確実に突き固めること。6　工事に起因した苦情及び第三者への損害は、占用者の責任において解決すること。7　工事に起因して既設工作物を汚損し、又は損傷したときは、占用者の負担で原形に復旧すること。8　占用物件の設置又は管理の瑕疵に起因して第三者に損害を与え、又は第三者と紛争を生じたときは、占用者の責任において解決すること。 |
| 年　　月　　日付けで | 申請協議 | のあった道路申請については、上記のとおり | 許可回答 | する。 |
| 加須都市計画事業野中土地区画整理事業施行者　加須市代表者　加須市長　角田　守良　　印 |

交付用